

平成29年海外事業活動基本調査

調査票記入の手引

目次

| | |
|----------------------------|----|
| I. 調査の概要 | 1頁 |
| II. 共通事項 | 3 |
| III. 本社企業調査票 | |
| 1. 企業の概要 | 5 |
| 2. 企業の操業状況等 | 5 |
| 3. 雇用の状況 | 6 |
| 4. 損益計算書項目 | 6 |
| 5. 現地法人からの受取収益 | 7 |
| 6. 現地法人からの配当金について | 8 |
| 7. 平成28年度における新規投資又は追加投資の有無 | 8 |
| 8. 投資決定のポイントについて | 8 |
| 9. 今後の海外戦略について | 8 |
| IV. 現地法人調査票 | |
| 1. 現地法人の概要 | 9 |
| 2. 出資状況 | 10 |
| 3. 操業状況 | 11 |
| 4. 解散、撤退、出資比率の低下の状況 | 12 |
| 5. 雇用の状況 | 12 |
| 6. 事業活動の状況 | 12 |
| 7. 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 | 15 |
| 8. 設備投資の状況 | 16 |
| 9. 主要製品について（製造業） | 16 |
| V. 別表 | |
| 1. 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表） | 18 |
| 2. 米国の州分類表 | 21 |
| 3. 中国の省分類表 | 21 |
| 4. 業種分類表 | 22 |

問い合わせ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 企業統計室
海外事業活動基本調査事務局

（電話） 0120-448-874（フリーダイヤル）

（URL）

日本語 <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>

英語 <http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国企業の海外事業活動の実態を把握し、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和46年から毎年実施しているものです。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法に基づき、経済産業省が実施するものです。

また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第41条）。

3. 調査の対象

(1) 本社企業

平成29年3月末現在で海外に現地法人を有している、もしくは過去に有していた我が国企業（金融業・保険業、不動産業を除く。以下「本社企業」といいます。）を対象としています。

(2) 現地法人

以下の外国法人がこの調査の対象です。

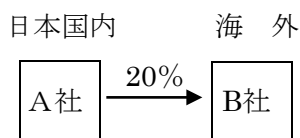
子会社と孫会社を総称して「現地法人」と呼びます。

- ① 日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社－ケース1及び2）
- ② 日本側出資比率合計が50%超（50%は含みません。）の子会社が50%超の出資を行っている外国法人（孫会社－ケース3及び4）
- ③ 日本側親会社の出資と日本側出資比率合計が50%超の子会社の出資の合計が50%超の外国法人（孫会社－ケース5）

なお、現地法人は上記の条件を満たしていれば、すべての業種が対象になります。

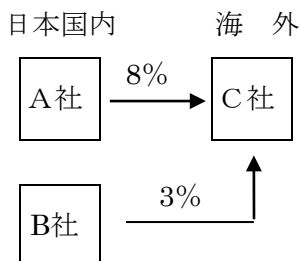
《 子会社対象例 》

ケース1



この場合、A社からB社への出資比率合計が10%以上であるため、B社は調査の対象となります。

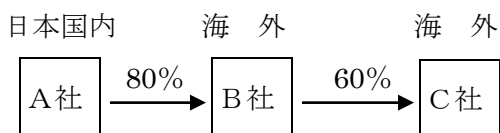
ケース2



この場合、A社とB社からC社への日本側合計出資比率が10%以上となるため、C社は調査の対象となります（この場合A社にご回答ください。）。

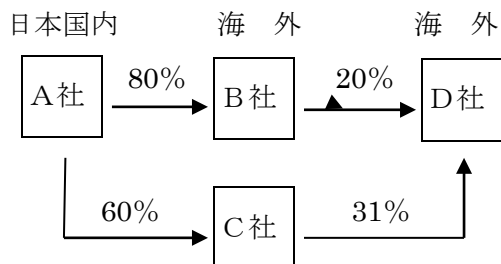
《 孫会社対象例 》

ケース3



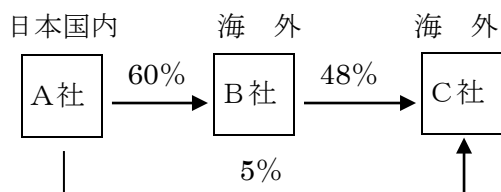
この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えており、かつ、B社からC社への出資比率も50%を超えていることから、C社は調査の対象となります。

ケース4



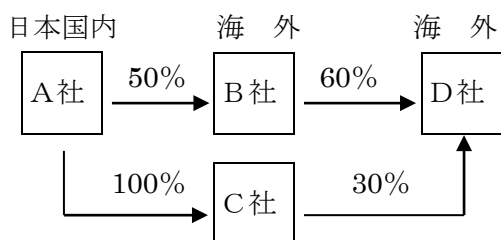
B社、C社からの出資比率は $20+31=51\%$ となり、日本側合計出資比率が50%を超えていることから、D社は調査の対象となります。

ケース5



C社への日本側合計出資比率が $48+5=53\%$ となり、50%を超えていることから、C社は調査の対象となります。

※孫会社で対象とならない例



この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えていないため、B社からD社への出資は出資比率計算の対象とはなりません。一方、A社からC社への出資比率は100%ですが、C社からD社への出資比率が50%を超えていないことから、D社は調査の対象とはなりません。

4. 調査の方法

この調査は、経済産業省が本社企業に調査書類を郵送により配付し、各本社企業等に記入、返送していただく書面調査です。

なお、必要に応じて海外事業活動基本調査事務局から電話等により内容の照会をさせていただきます場合があります。

5. 調査票の提出期限

調査票は、平成29年8月31日までに到着するように提出してください。

6. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、大臣官房調査統計グループ企業統計室及び貿易経済協力局貿易振興課が分析、公表します。

Ⅱ. 共通事項

1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成29年3月31日現在で、年度間実績は平成28年度（2016年度）について記入してください。

(1) 1年決算の場合

平成29年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成28年度末（2016年度末）としてください。

(2) 半年決算の場合

平成29年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成28年度末（2016年度末）とし、年度間実績については当該期及びその前期を合計（上・下半期の合計）して記入してください。

(3) 決算期の変更等

決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合には、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

なお、その際は備考欄にその旨を明記してください。

2. 数値等の記入

(1) 本社企業調査票、現地法人調査票とも「**単体**」で記入をお願いします。

(2) 単位未満は四捨五入してください。

(3) 各欄の数値は右詰めで、1マスに1字記入してください。

(4) マイナスの場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

例

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|---|---|
| | | | | △ | 1 | 2 | 3 |
|--|--|--|--|---|---|---|---|

(5) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算または推計によって記入していただいても結構です。

(6) 実績がない場合には「-」を記入してください。

3. 金額の円換算

(1) **金額はすべて円建て表示とし、百万円単位**で単位未満を四捨五入してください。

(2) 他国通貨の円換算は「別表1. 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表）」に従い行ってください。

数値欄は円換算をした、十萬円の位を四捨五入して金額を記入してください。百万円に満たない項目については「0」を記入してください。その際は調査票欄外へ現地通貨額、換算レートを記入してください。

なお、資本金については貴社が出資当時に使ったレートを使用して換算してください。

(3) 正確な金額の算出が著しく困難な場合には、概算または推計による記入でも結構です。

4. 調査票への記入方法

(1) 「本社企業調査票」については、すべての本社企業が記入してください。

(2) 「現地法人調査票」

① 平成29年3月31日現在本社企業が有する現地法人すべてについて、現地法人**1社につき「現地法人調査票」を1枚ずつ**記入してください。

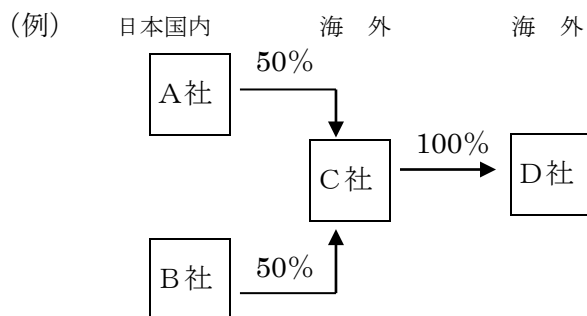
なお、「現地法人調査票」が不足した場合、経済産業省にご連絡いただくか、恐縮ですが不足分をコピーして記入していただきますようお願いいたします。

② 日本側出資者が複数存在する場合

当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については、日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。

③ 孫会社の場合

当該孫会社に出資している現地法人（子会社）の「現地法人調査票」を記入していただいた本社企業が、孫会社についても記入してください。



この場合、C社及びD社の調査票をA社かB社に作成していただきますが、C社の調査票をA社が作成した場合には、D社の分についても併せてA社が作成してください。

④ 調査票の**提出は原則日本語版**をお願いします。

ただし、既に外国語版に記入された場合はそれを提出されても差し支えありません。

現地法人調査票及び記入要領は、日本語の他、英語、中国語版を用意しております。

なお、中国語版が必要な場合は別途送付いたしますので、経済産業省に連絡してください。

調査票は下記の経済産業省のホームページにも掲載しておりますので利用してください。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>（経済産業省HP）

5. CD等電子媒体での提出について

CD等の電子媒体で提出を希望される場合、**データ作成前に必ず連絡してください**。経済産業省にて**所定のフォーマット**を別途用意いたします。所定外のフォーマットでは受付できかねますので、ご了承ください。

Ⅲ. 本社企業調査票

調査票の1頁目の「記入内容の照会先」、「企業の概要」については、昨年度までに貴社から報告していただいた内容をプレプリントいたしました。プレプリントした内容にその後修正があった場合は、その箇所を ―――― で消して、修正してください。

また、プレプリントされていない場合には必ず記入してください。

なお、消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。

記入内容の照会先欄

記入者の氏名

調査票を記入していただいた担当者のお名前を記入してください。

所属部署名

調査票を記入していただいた担当者の所属する部署名を記入してください。

電話番号

調査票を記入していただいた担当者の所属する部署の電話番号を市外局番から記入してください。

1 企業の概要

101. 企業の名称

商号またはその他営業上用いている正式の名称を記入してください。

また、そのフリガナをカタカナで記入してください。

「株式会社」のフリガナは「カブ」と省略して記入してください。

102. 所在地

本社又は本店の所在地及び郵便番号を記入してください。

登記簿上の本社又は本店の所在地と実際に本社機能を有する所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有する場所の所在地及び郵便番号を記入してください。

103. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては「別表4. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。

今回の調査において、業種が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。

また、業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高の最も大きい業種としてください。

なお、平成25年10月の日本標準産業分類改定後の業種分類で調査を行っています。

104. 消費税の取扱

金額を記入していただく項目に関して、消費税が含まれているか、否かを記入してください。

税込みの場合は「1」に、税抜きの場合には「2」に○印を付けてください。

105. 資本金又は出資金

平成29年3月末時点の資本金の額、又は出資金の額を記入してください。

2 企業の操業状況等

201. 調査対象現地法人の有無

調査時点（平成29年3月末現在）における「日本側出資比率合計が10%以上である海外現地法人」あるいは「日本側出資比率合計が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人」の有無について、該当する番号に○印を付けてください。

なお、「2. 無し」とされた場合でも、年度途中まで存在した場合、現地法人調査票の「3 操業状況」のうち「5. 解散、撤退」又は「6. 出資比率の低下」、及び「4 解散、撤退、出資比率の低下の状況」について該当する番号に○印を付けてください。また、現地法人の譲渡先等を備考欄（1頁）に可能な範囲で記入してください。

202. 本社企業の操業状況

調査時点（平成29年3月末現在）における貴社の操業状況について、「1. 操業中」、「2. 初決算前」、「3. 休眠中」、「4. 解散」のうちから、該当する番号に○印を付けてください。
「4. 解散」に該当する場合は、該当することとなった時期について、「4-1」又は「4-2」に○印を付けてください。

3 雇用の状況

301. 常時従業者数

貴社の常時従業者数を記入してください。

常時従業者数とは、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と、平成29年3月末又は最寄りの決算期の前2か月において、それぞれ18日以上雇用した者。）の合計をいいます。貴社で主として給与を支払っている（主として負担している）出向者及び他企業からの出向者も含まれます。有給役員とは、重役、理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与支払いを受けている者をいいます。人材派遣業者からの派遣従業者は常時従業者に含まないでください。

4 損益計算書項目

401. 売上高

売上高には、自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他事業収入（建設業の完成工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入額等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額）の合計額を記入してください。

402. うち輸出高

上記の売上高のうち、自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額及びサービス等取引についても輸出した場合はその金額の合計を記入してください。

403. うち現地法人向け輸出高

上記の輸出高のうち、現地法人への直接輸出した金額及びサービス等取引についても輸出した場合はその金額の合計を記入してください。

調査項目のうち、「401. 売上高」及び「402. うち輸出高」は「平成29年経済産業省企業活動基本調査」に、貴社が回答してくださっている場合は、記入の必要はありません。

なお、企業活動基本調査における「金融業・保険業*」は、海外事業活動基本調査の本社企業調査においては対象外業種です。

【経済産業省企業活動基本調査について】

下表に掲げる業種に属する事業所を有し、従業者50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として当省が別途調査を行っているものです。

経済産業省企業活動基本調査の調査対象業種一覧表

| | |
|---------------|----------------|
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | |
| 製造業 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 電気業、ガス業 |
| 情報通信業 | ソフトウェア業 |
| | 情報処理・提供サービス業 |
| | インターネット附随サービス業 |

| | |
|-------------------|---|
| | 映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業 |
| | アニメーション制作業 |
| | 新聞業、出版業 |
| 卸売業、小売業 | 卸売業、小売業 |
| 金融業、保険業* | クレジットカード業、割賦金融業 |
| 物品賃貸業 | 産業用、事務用機械器具賃貸業（含.レンタル）、自動車賃貸業（除.レンタル）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（含.レンタル）等 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 学術・開発研究機関 |
| | デザイン業、機械設計業 |
| | エンジニアリング業 |
| | 広告業、写真業 |
| | 商品・非破壊検査業、計量証明業 |
| 飲食サービス業 | 飲食店（除. 酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ） |
| | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 洗濯業、その他の洗濯・理容・美容業・浴場業 |
| | 冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む） |
| | その他の生活関連サービス業 |
| | 写真現像・焼付業 |
| | 映画館、ゴルフ場、スポーツ施設提供業、ボウリング場 |
| | 公園、遊園地・テーマパーク |
| 教育、学習支援業 | 外国語会話教室 |
| | カルチャー教室（総合的なもの） |
| サービス業（他に分類されないもの） | 廃棄物処理業 |
| | 機械等修理業 |
| | 職業紹介業、労働者派遣業 |
| | ディスプレイ業 |
| | テレマーケティング業 |
| | その他の事業サービス業 |

5 現地法人からの受取収益

現地法人からの受取収益（配当金、ロイヤルティ、貸付金利息、技術指導料等）を決算ベースで記入してください。

なお、この項目での現地法人は、貴社が最大出資者である必要はありません。

501. 合計

現地法人からの受取収益の総額を決算ベースで記入してください。

502. うち配当金

貴社の出資分に応じた現地法人からの配当金の合計額を決算ベースの金額で記入してください。

503. うちロイヤルティ

現地法人に提供した特許権、著作権などの知的財産権等に対する対価を決算ベースの金額で記入してください。

6 現地法人からの配当金について

6-1. 今後の方針として、現地法人から貴社への配当金を増やすかどうか、短期、中長期に分けて、該当する番号を一つ選んで○印を付けてください。

611. 短期（今後1～2年後）の方針について、該当する番号を一つ選んでください。

612. 611で「1. 増加させる」又は「2. 減少させる」と回答した場合、前年と比べて、どのくらい増加又は減少させるのか、一つ選んで○印を付けてください。

613. 中長期（今後3～5年後）の方針について、該当する番号を一つ選んでください。

614. 613で「1. 増加させる」又は「2. 減少させる」と回答した場合、前年と比べて、どのくらい増加又は減少させるのか、一つ選んで○印を付けてください。

6-2. 現地法人から還流させた配当金を原資として、どのような用途に使う方針か、短期、中長期に分けて、該当する番号に○印を付けてください（複数回答可）。

621. 短期（今後1～2年後）の方針について、該当する番号を選んでください。

622. 中長期（今後3～5年後）の方針について、該当する番号を選んでください。

7 平成28年度（2016年度）に新規投資（海外現地法人の設立・海外企業への資本参加[※]）、又は追加投資（増資等）を行った場合は「1 はい」に、行っていない場合は「2 いいえ」に○印を付けてください。

(1) 「1 はい」を選択された場合は、**8**、**9**の設問に答えてください。

(2) 「2 いいえ」を選択された場合は、これ以降の項目について記入の必要はありません。

注：「海外現地法人の設立」とは、この調査の対象となる現地法人としての条件を満たす企業を設立した場合をいいます。

「海外企業への資本参加」とは、海外に所在する既存の外国企業に出資して、その結果、当該外国企業が、この調査の対象となる現地法人としての条件を満たす企業となった場合をいいます。

調査の対象の範囲については、1ページ「3. 調査の対象」を参照してください。

8 投資決定のポイントについて

投資を決定した際のポイントについて、該当する項目を3項目まで選んで番号に○印を付けてください。

9 今後の海外戦略について

今後（5年を目途）の海外展開について、該当する地域ごとに○印を付けてください。

IV. 現地法人調査票

現地法人調査票1頁目の「**1** 現地法人の概要」については、昨年度までに貴社から報告していただいた内容をプレプリントいたしました。プレプリントした内容にその後、修正があった場合はその箇所を _____ で消して修正してください。

また、プレプリントされていない場合には必ずご記入ください。

なお、消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。

1 現地法人の概要

101. 現地法人名

現地法人名を英文名（ABC等のアルファベット、すべて大文字）で記入してください。

中華人民共和国の現地法人の場合においても同様にご協力をお願いします。

(例) 上海経産電機有限公司 → SHANGHAI KEISAN ELECTRIC CO. LTD.

102. 国・地域分類

現地法人の所在する国、地域を「別表1. 国分類、地域分類表」により、国・地域番号（3桁）、国・地域名を記入してください。

なお、香港は中華人民共和国とは別の国・地域番号となっていますので注意してください。

103. 州・省分類

国分類がアメリカ合衆国、中華人民共和国の場合、それぞれ「別表2. 米国の州分類表」、「別表3. 中国の省分類表」により、州・省番号（2桁）、州・省名を記入してください。

104. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表4. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。

今回調査において、業種が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。また、業種が多岐にわたる場合には、最も利益や売上高の大きい業種としてください。

なお、平成25年10月の日本標準産業分類改定後の業種分類で調査を行っています。

105. 設立・資本参加時期

現地法人の進出時期を月まで記入してください。

設立時期と資本参加時期が異なる場合は、資本参加時期を優先させて記入してください。

106. 決算月

本調査にご記入いただく決算内容の決算時期を月2桁で記入してください。

なお、決算時期が複数ある場合は、余白に記入してください。

107. 子会社、孫会社の別

現地法人が、貴社からみて子会社、孫会社のどちらに該当するのか、該当する番号に○印を付けてください。なお、ひ孫会社は対象外です。

子会社とは、貴社を含めた日本側の出資比率が10%以上の海外法人（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また、同率の最大出資者がいる時は貴社が幹事会社の場合）をいいます。

孫会社とは、貴社を含めた日本側の出資比率が50%超（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また、同率の最大出資者がいる時は貴社が幹事会社の場合）の海外法人が、50%超出資している海外法人をいいます。

孫会社の場合の直接の親会社名

当該現地法人が貴社からみて孫会社に当たる場合、貴社からみた子会社（当該現地法人からみて親会社）の名称を、英文名（ABC等のアルファベット、すべて大文字）で記入してください。

中華人民共和国の現地法人の場合においても英文名でお願いします。

(例) 上海経産電機有限公司 → SHANGHAI KEISAN ELECTRIC CO. LTD.

108. 持株会社、非持株会社の別

現地法人が、持株会社（純粋持株会社、事業持株会社）、非持株会社のどちらに該当するか、該当する番号に○印を付けてください。

持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいいます。

純粋持株会社とは、上記持株会社のうち、事業活動を営まず、子会社の事業活動を支配管理することのみを目的とした会社をいいます。

事業持株会社とは、上記持株会社のうち、自らも事業活動を営み、かつ、子会社の事業活動をも支配する会社をいいます。

2 出資状況

201. 資本金又は出資金

授権資本の額ではなく、払込済み資本金の額を記入してください。

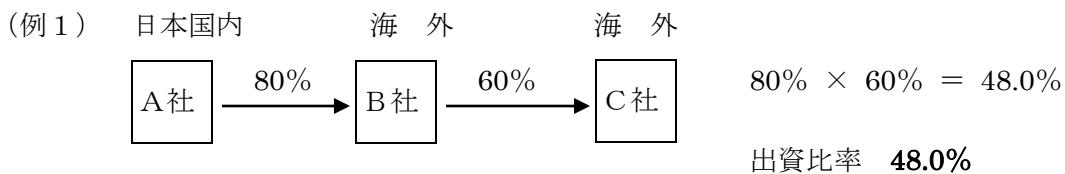
なお、ここでいう出資金とは、株式会社等での資本金にあたるもので、具体的には組合等を想定しています。日本側出資者が出資分担した額のことではありませんのでご注意ください。

また、円換算する際は、貴社が資本金等へ出資した時のレートを継続的に使用してください。したがって、実際に増資、減資等が行われなければ資本金は、為替レートの変動という理由では動かないことになります。

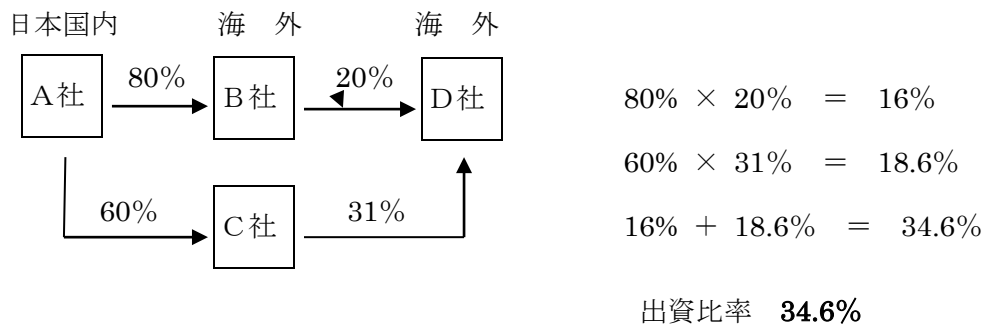
202. 日本側出資比率

現地法人の現在の貴社を含めた日本側の出資比率を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

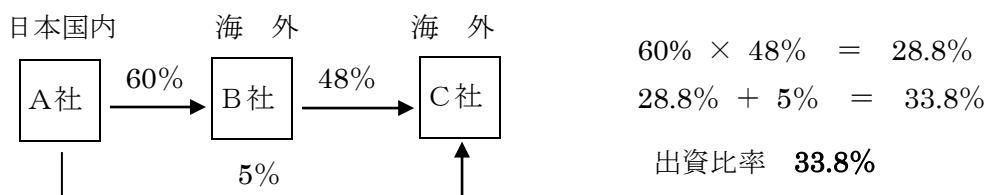
なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率（間接出資比率）を日本側出資比率としてください。



(例2) 間接出資者が複数ある場合は、各間接出資比率の合計を記入します。



(例3) 間接出資の他に親会社から直接出資がある場合は間接出資比率と直接出資比率の合計を記入します。



3 操業状況

301. 操業状況

調査時点（平成29年3月末現在）における現地法人の操業状況について、該当する番号に○印を付けてください。

1. 操業中

操業中とは、実際に操業を行っている、営業を行っている場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は「4 解散、撤退、出資比率の低下の状況」を除き、すべての項目に記入してください。

2. 初決算前

初決算前とは、設立し操業をはじめたが、まだ最初の決算を迎えていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。概算あるいは推計によるものでも結構です。

3. 未設立・未操業

未設立とは、出資の届出等をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立はされたが、未だ操業していない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。概算あるいは推計によるものでも結構です。

4. 休眠中

休眠中とは、操業（営業）を行っていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。概算あるいは推計によるものでも結構です。

5. 解散、撤退

解散とは、会社が営業活動をやめ、その法人格の消滅を期す状態に入ることをいいます。

解散には、清算（合併以外の原因によって会社が解散した後に、会社の法律関係を処理する手続のことをいいます。）や、いわゆる倒産、破産なども含みます。

撤退とは、当該現地法人の売却、吸収・合併、移転（他国、他地域への転居）、統合（我が国同一本社企業に係る複数の現地法人間で1つになることをいいます。）等により、現地法人が当該所在地から消滅し、結果的に日本側合計出資比率が0%となったことをいいます。

これに該当する場合は、「4 解散、撤退、出資比率の低下の状況」のみ記入してください。

6. 出資比率の低下

出資比率の低下とは、当該現地法人の日本側出資比率の合計が10%未満に低下して0%超10%未満となった場合をいいます。

これに該当する場合は、「4 4-1. 解散、撤退、出資比率の低下の時期」のみ記入してください。

4 解散、撤退、出資比率の低下の状況

4-1. 解散、撤退、出資比率の低下の時期

411. 解散、撤退、出資比率の低下の時期

貴社が解散を行った時期、撤退を行った時期、出資比率低下の時期について、該当する番号に○印を付けてください。

4-2. 解散、撤退の要因

421. 解散、撤退の主たる要因

貴社が解散を行った主な要因、撤退を行った主な要因を、選択肢の中から1つ選んで番号に○印を付けてください。

5 雇用の状況（平成29年（2017年）3月末現在）

501. 常時従業者数

平成29年（2017年）3月末現在の有給役員と常用雇用者（日本側派遣者数を含む）の合計人数を記入してください。日本側派遣者は、現地法人が給与を支給しているか否かは問いません。

なお、平成29年（2017年）3月末現在の状況を記入できない場合には、それ以前で最も近い決算期の常時従業者数を記入してください。

502. うち日本側派遣者数

「501. 常時従業者数」のうち日本側派遣者数（現地法人が給与を支給しているか否かは問いません）を記入してください。

6 事業活動の状況

6-1. 売上高

611. 売上高

モノの輸出額（日本向け輸出額、第三国向け輸出額）については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸出した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合には記入してください。契約先と仕向先が異なる場合は、仕向先で記入してください。

(1) 平成28年度（2016年度）実績額

売上実績は、平成28年度における自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他の事業収入額（建設業の完成工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額）の合計額を記入してください。

※ 611. 売上高 = 612. 日本向け輸出額 + 615. 現地販売額 + 619. 第三国向け輸出額 となります。

(2) 平成29年度（2017年度）見込額

平成29年度（2017年度）における売上見込額を記入してください。

612. 日本向け輸出額

平成28年度（2016年度）の売上高のうち、日本向けに輸出した金額を記入してください。

※ 612. 日本向け輸出額 = 613. 親会社向け + 614. その他の企業向け となります。

613. 親会社向け

日本向けに輸出した金額のうち、日本国内の親会社に輸出した金額を記入してください。

現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社（海外に所在）の更に親会社にあたる日本国内の企業へ輸出した金額を記入してください。

614. その他の企業向け

日本向けに輸出した金額のうち、613以外の日本国内の企業に輸出した金額を記入してください。

615. 現地販売額

平成28年度の売上高のうち、現地法人の所在する国内での売上高を記入してください。

※ 615. 現地販売額 = 616. 日系企業向け + 617. 地場企業向け + 618. その他の企業向け となります。

616. 日系企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、日系企業へ販売した金額を記入してください。

617. 地場企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、地場企業（進出先現地の国籍の企業）へ販売した金額を記入してください。

618. その他の企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、616、617以外の企業へ販売した金額を記入してください。

619. 第三国向け輸出額

平成28年度の売上高のうち、612. 日本向け輸出額以外の輸出額合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国での販売は、619. 第三国向け輸出額ではなく、615. 現地販売額の欄に記入してください。

例：アメリカに所在する現地法人がアメリカ国内で販売した場合は、現地販売額の欄に記入してください。同現地法人がカナダで販売した場合は、第三国向け輸出額及び北米の欄に記入してください。

※ 619. 第三国向け輸出額 = 620. 北米 + 621. アジア + 622. 欧州 + 623. その他の地域 となります。

620～623. 北米～その他の地域

上記の619. 第三国向け輸出額の内訳を、620. 北米、621. アジア、622. ヨーロッパ、623. その他の地域に記入してください。

**** 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。 ****

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土で販売した場合は

「615. 現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港へ販売した場合は

「619. 第三国向け輸出額（621. アジア）」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、香港で販売した場合は

「615. 現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土へ販売した場合は

「619. 第三国向け輸出額（621. アジア）」の欄に記入してください。

6-2. 仕入高

624. 仕入高 平成28年度（2016年度）実績額

仕入実績は、平成28年度における原材料、部品、半製品などの仕入高及び他の企業からの商品仕入高の合計額を記入してください。

モノの輸入額（日本からの輸入額、第三国からの輸入額）については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸入した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引について

も、輸入した場合には記入してください。契約先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入先で記入してください。

※ 624. 仕入高 = 625. 日本からの輸入額 + 628. 現地調達額 + 632. 第三国からの輸入額 となります。

625. 日本からの輸入額

平成28年度（2016年度）の仕入高のうち、日本から輸入した金額を記入してください。

※ 625. 日本からの輸入額 = 626. 親会社から + 627. その他の企業から となります。

626. 親会社から

日本から輸入した金額のうち、日本国内の親会社から輸入した金額を記入してください。

現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社（海外に所在）の更に親会社にあたる日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。

627. その他の企業から

日本から輸入した金額のうち、626以外の日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。

628. 現地調達額

平成28年度の仕入高のうち、現地法人の所在する国内から仕入れた金額を記入してください。

※ 628. 現地調達額 = 629. 日系企業から + 630. 地場企業から + 631. その他の企業から となります。

629. 日系企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、日系企業から仕入れた金額を記入してください。

630. 地場企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、地場企業（進出先現地の国籍の企業）から仕入れた金額を記入してください。

631. その他の企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、629、630以外の企業から仕入れた金額を記入してください。

632. 第三国からの輸入額

平成28年度の仕入高のうち、日本以外の国から輸入した金額の合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国からの調達は、632. 第三国からの輸入額ではなく、628. 現地調達額の欄に記入してください。

例：アメリカに所在する現地法人がアメリカ国内から仕入れた場合は、現地調達額の欄に記入してください。同現地法人がカナダから仕入れた場合は、第三国からの輸入額及び北米の欄に記入してください。

※ 632. 第三国からの輸入額 = 633. 北米 + 634. アジア + 635. 欧州 + 636. その他の地域 となります。

633～636. 北米～その他の地域

上記の632. 第三国からの輸入額の内訳を、633. 北米、634. アジア、635. ヨーロッパ、636. その他の地域に記入してください。

**** 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。 ****

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は

「628. 現地調達額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港から仕入れた場合は

「632. 第三国からの輸入額（634. アジア）」の欄に記入してください

※貴社が所有している香港の現地法人が、香港から仕入れた場合は

「628. 現地調達額」の欄に記入してください。
※貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は
「632. 第三国からの輸入額(634. アジア)」の欄に記入してください

7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

7-1. 費用

711. 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、現地法人全体の原価（建設業においては建設工事原価）を記入してください。

712. 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用（営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料等。以下「販管費」という。）の合計額を記入してください。

713. 給与総額

支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時的に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）及び労働保険料等を差引く前の額）で記入してください。ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は含めません。

なお、売上原価に含まれる給与と、販管費に含まれる給与の合計額を記入してください。

714. 賃借料

土地、建物などの不動産賃借料と、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械等の動産賃借料の合計額を記入してください。ただし、端末機を含むコンピュータの賃借料は含めません。

なお、売上原価に含まれる賃借料と、販管費に含まれる賃借料の合計額を記入してください。

7-2. 収益・利益処分

721. 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

また、次式により算出しても差し支えありません。

$$\text{経常損益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販管費}) + (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

※当該国の会計原則で経常損益の概念がない場合は、税引前損益を記入してください。

722. 法人税等

平成28年度の法人税、住民税等として納付すべき金額を「△」を付けずに記入してください。

723. 当期純利益

経常利益と特別損益の合計額から法人税等を差し引いた金額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

724. 当期内部留保額

平成28年度（2016年度）に係る利益処分により積立てられた内部留保額をご記入ください。

取崩（マイナス）の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

不明の場合は、次式により算出された金額をご記入ください。

$$\text{当期内部留保額} = \text{当期純損益} - \text{配当金}$$

725. 平成28年度（2016年度）末内部留保残高

平成28年度（2016年度）の期末時点における内部留保残高を次式により算出された金額を

記入してください。

欠損（マイナス）の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

年度末内部留保残高＝自己資本－資本金－資本準備金

なお、平成28年度（2016年度）の期末時点において、新株払込金がある場合には、資本金及び資本準備金と同様に、自己資本より控除して算出してください。

7-3. 出資者向け支払

731. 日本側出資者向け支払

現地法人から日本側出資者に対して支払われた配当金、ロイヤルティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。

ただし、日本側出資者に対して支払う仕入額は、含めずに記入してください。

732. うち配当金

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者の出資分に対する配当金を記入してください。

733. うちロイヤルティ

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者から提供された特許権、著作権などの知的財産権等の使用料を記入してください。

734. 日本側以外の出資者向け支払

現地法人から日本以外の出資者に対して支払われた配当金、ロイヤルティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。

7-4. 研究開発費

741. 研究開発費

試験研究のための人件費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

ここでいう研究開発とは、事物、機能、現象などについて新知識を得るために、または既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

また、製造企業の場合にはいわゆる研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究に含まれます。

研究開発費とは上述の研究開発の為に費やされる費用をさします。

8 設備投資の状況

801. 設備投資額

(1) 平成28年度（2016年度）実績額

当該期間中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

(2) 平成29年度（2017年度）見込額

平成29年度（2017年度）における見込額を記入してください。

9 主要製品について

貴社の業種分類が製造業（0401～1906）の場合、記入してください。

貴社の業種分類が製造業の場合、主要製品について、どちらか該当する番号に○印を付けてください。

901-1. 最終財とは、家計で購入される製品、企業の製造設備として使用される機械など、建築工事用の資材及び建築物に対する内装品、土木工事用の資材を指します。

901-2. 中間財とは、最終財を生産するために必要な部品や加工品を指します。

上記の財について、どちらか不明の場合は、売上高が一番多い製品名を記入してください。

その主な販売先を一つ選んで○印を付けてください。

製品名については、「調査票記入の手引」別表4. 業種分類表の内容例示を参考に、製品として近いものを選んで記入してください。該当する例示がない場合は、用途がわかるよう記入してください。ご記入いただいた製品名及び販売先をもとに調査事務局において、最終財か中間財かを判断させていただきます。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) 北米・中南米・アジア

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|----------------------------|------------------|-----------|--------|
| 〔北 米〕 | | | |
| 101 | アメリカ | Dollar | 108.79 |
| 102 | カナダ | Dollar | 81.80 |
| 〔中南米〕 | | | |
| 201 | メキシコ | Peso | 5.83 |
| 202 | パナマ | Balboa | 108.79 |
| 203 | エルサルバドル | Dollar | 108.79 |
| 204 | ブラジル | Real | 31.17 |
| 205 | アルゼンチン | Peso | 7.37 |
| 206 | パラグアイ | Guarani | 0.02 |
| 207 | チリ | Peso | 0.16 |
| 208 | ペルー | Nuevo Sol | 32.19 |
| 209 | ドミニカ共和国 | Peso | 2.36 |
| 210 | ベネズエラ | Bolivar | 11.75 |
| 211 | ボリビア | Boliviano | 15.74 |
| 212 | バハマ | Dollar | 108.79 |
| 213 | コロンビア | Peso | 0.04 |
| 214 | グアテマラ | Quetzal | 14.31 |
| 215 | エクアドル | Dollar | 108.79 |
| 217 | ニカラグア | Cordoba | 3.80 |
| 218 | コスタリカ | Colon | 0.20 |
| 219 | トリニダード・トバゴ | Dollar | 16.33 |
| 220 | バミューダ | Dollar | 108.79 |
| 221 | プエルトリコ | Dollar | 108.79 |
| 222 | 仏領西インド諸島 | | - |
| 223 | ホンジュラス | Lempira | 4.76 |
| 224 | スリナム | Dollar | 17.46 |
| 225 | ジャマイカ | Dollar | 0.87 |
| 226 | ガイアナ | Dollar | 0.53 |
| 227 | ケイマン諸島 | Dollar | 130.55 |
| 228 | バージン諸島 | Dollar | 108.79 |
| 229 | ウルグアイ | Peso | 3.61 |
| 299 | その他の中南米 | | - |
| そ の 他 の 地 域 | ・アンティグア・バーブーダ | | |
| | ・キューバ | | |
| | ・セントクリストファー・ネイビス | | |
| | ・セントルシア | | |
| | ・ドミニカ国 | | |
| | ・ハイチ | | |
| ・ベリーズ | | | |
| など | | | |

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|----------------------------|---------|---------|-------|
| 〔アジア〕 | | | |
| 302 | インド | Rupee | 1.62 |
| 303 | パキスタン | Rupee | 1.04 |
| 304 | バングラデシュ | Taka | 1.39 |
| 305 | スリランカ | Rupee | 0.75 |
| 306 | ミャンマー | Kyat | 0.09 |
| 307 | マレーシア | Ringgit | 26.21 |
| 308 | シンガポール | Dollar | 78.83 |
| 309 | タイ | Baht | 3.08 |
| 310 | インドネシア | Rupiah | 0.01 |
| 311 | フィリピン | Peso | 2.29 |
| 312 | カンボジア | Riel | 0.03 |
| 313 | ラオス | Kip | 0.01 |
| 314 | 香港 | Dollar | 14.02 |
| 315 | 台湾 | Dollar | 3.37 |
| 316 | ベトナム | Dong | 0.005 |
| 317 | 大韓民国 | Won | 0.09 |
| 318 | ネパール | Rupee | 1.01 |
| 319 | ブルネイ | Dollar | 78.83 |
| 320 | 中華人民共和国 | Yuan | 16.38 |
| 321 | マカオ | Pataca | 13.60 |
| 399 | その他のアジア | | |
| そ の 他 の 地 域 | ・東ティモール | | |
| | ・ブータン | | |
| | ・モルディブ | | |
| | ・モンゴル | | |
| など | | | |

注1. 当該国の円換算レートに記載がない場合は、貴社内部の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、IMF公表の「IFS」における2016年期中平均レートによりました。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) 中東・欧州

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|------------------------|----------------------|-----------|--------|
| 〔中 東〕 | | | |
| 401 | イラン | Rial | 0.0035 |
| 402 | イスラエル | NewSheqel | 28.33 |
| 403 | クウェート | Dinar | 362.63 |
| 404 | レバノン | Pound | 0.07 |
| 405 | サウジアラビア | Riyal | 29.01 |
| 406 | アラブ首長国連邦 | Dirham | 29.64 |
| 407 | アフガニスタン | Afghani | 1.60 |
| 408 | バーレーン | Dinar | 286.29 |
| 409 | カタール | Riyal | 29.89 |
| 410 | シリア | Pound | 9.69 |
| 411 | イラク | New Dinar | 0.09 |
| 499 | その他の中東 | | - |
| その 他 の 地 域 | ・オマーン ・ヨルダン など | | |

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|--------|--|--|--------|
| 〔欧州〕 | | | |
| 501 | イギリス | Pound | 147.01 |
| 502 | フランス | Euro | 120.88 |
| 503 | ドイツ | Euro | 120.88 |
| 504 | ベルギー | Euro | 120.88 |
| 505 | アイルランド | Euro | 120.88 |
| 506 | スイス | Franc | 109.89 |
| 507 | ポルトガル | Euro | 120.88 |
| 508 | オランダ | Euro | 120.88 |
| 509 | イタリア | Euro | 120.88 |
| 510 | ルクセンブルク | Euro | 120.88 |
| 511 | スペイン | Euro | 120.88 |
| 512 | ギリシャ | Euro | 120.88 |
| 513 | マルタ | Euro | 120.88 |
| 514 | オーストリア | Euro | 120.88 |
| 515 | ノルウェー | Krone | 12.95 |
| 516 | デンマーク | Krone | 16.16 |
| 517 | アイスランド | Krona | 0.90 |
| 518 | スウェーデン | Krona | 12.71 |
| 519 | トルコ | Lira | 36.02 |
| 520 | ルーマニア | Leu | 26.80 |
| 521 | フィンランド | Euro | 120.88 |
| 522 | モナコ | Euro | 120.88 |
| 523 | キプロス | Euro | 120.88 |
| 524 | ポーランド | Zloty | 27.61 |
| 525 | ロシア | Ruble | 1.62 |
| 526 | ハンガリー | Forint | 0.39 |
| 527 | チェコ | Koruna | 4.45 |
| 528 | スロバキア | Euro | 120.88 |
| 530 | スロベニア | Euro | 120.88 |
| 531 | エストニア | Euro | 120.88 |
| 532 | ラトビア | Euro | 120.88 |
| 533 | リトアニア | Euro | 120.88 |
| 534 | ブルガリア | Lev | 61.46 |
| 535 | クロアチア | Kuna | 15.98 |
| 536 | ウクライナ | Hryvnya | 4.26 |
| 537 | カザフスタン | Tenge | 0.32 |
| 599 | その他の欧州 | | - |
| 他 の | ・アゼルバイジャン ・アルバニア ・アルメニア ・アンドラ ・ウズベキスタン ・キルギス ・ゲルジア ・サンマリノ | ・セルビア ・タジキスタン ・トルクメニスタン ・バチカン ・ベラルーシ ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・モンテネグロ ・リヒテンシュタイン | など |

注1. 当該国の円換算レートに記載がない場合は、貴社内部の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、IMF公表の「IFS」における2016年期中平均レートによりました。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) オセアニア・アフリカ

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|------------------------|--------------|--------|--------|
| 〔オセアニア〕 | | | |
| 601 | オーストラリア | Dollar | 80.59 |
| 602 | ニュージーランド | Dollar | 75.55 |
| 603 | フィジー | Dollar | 52.05 |
| 604 | バブアニューギニア | Kina | 34.76 |
| 605 | サモア | Tala | 42.50 |
| 606 | パラオ | Dollar | 108.79 |
| 607 | 北マリアナ諸島(グアム) | Dollar | 108.79 |
| 608 | バヌアツ共和国 | Vatu | 1.00 |
| 609 | ソロモン諸島 | Dollar | 13.68 |
| 610 | ニューカレドニア | | - |
| 699 | その他のオセアニア | | - |
| その 他 の 地 域 | ・キリバス | | |
| | ・ツバル | | |
| | ・トンガ | | |
| | ・ナウル | | |
| | ・ミクロネシア | | |
| | など | | |

| 番号 | 国・地域名 | 通貨単位 | 円換算値 |
|------------------------|-------------|-----------|--------|
| 〔アフリカ〕 | | | |
| 701 | エジプト | Pound | 10.85 |
| 702 | モロッコ | Dirham | 11.09 |
| 703 | ジンバブエ | | - |
| 704 | リベリア | Dollar | 1.17 |
| 705 | タンザニア | Shilling | 0.05 |
| 706 | スーダン | Pound | 17.86 |
| 707 | ナイジェリア | Naira | 0.43 |
| 708 | コートジボワール | CFAF | 0.18 |
| 709 | マダガスカル | Ariary | 0.03 |
| 710 | ケニア | Shilling | 1.07 |
| 711 | エチオピア | Birr | 5.16 |
| 712 | ザンビア | Kwacha | 10.55 |
| 713 | ウガンダ | Shilling | 0.03 |
| 714 | ガーナ | Cedi | 25.90 |
| 715 | カメルーン | CFAF | 0.18 |
| 716 | コンゴ共和国 | CFAF | 0.18 |
| 717 | コンゴ民主共和国 | Franc | 0.11 |
| 718 | モーリシャス | Rupee | 3.06 |
| 719 | カナリア諸島 | Euro | 120.88 |
| 720 | ルワンダ | Franc | 0.14 |
| 721 | ガボン | CFAF | 0.18 |
| 722 | シエラレオネ | Leone | 0.02 |
| 723 | ガンビア | Dalasi | - |
| 724 | モーリタニア | Ouguiya | 0.32 |
| 725 | セネガル | CFAF | 0.18 |
| 726 | スワジランド | Lilangeni | 7.40 |
| 727 | リビア | Dinar | 78.27 |
| 728 | ギニア | Franc | 0.01 |
| 729 | ニジェール | CFAF | 0.18 |
| 730 | チュニジア | Dinar | 50.60 |
| 731 | 南アフリカ | Rand | 7.40 |
| 732 | アルジェリア | Dinar | 0.99 |
| 733 | アンゴラ | Kwanza | 0.66 |
| 734 | モザンビーク | Metical | 1.73 |
| 799 | その他のアフリカ | | - |
| その 他 の 地 域 | ・サントメ・プリンシペ | | ・トーゴ |
| | ・ジブチ | | ・ナミビア |
| | ・セーシェル | | ・ベナン |
| | ・ソマリア | | ・ボツワナ |
| | ・チャド | | ・マリ |
| | ・中央アフリカ | | ・南スーダン |
| | など | | |

注1. 当該国の円換算レートに記載がない場合は、貴社内部の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、IMF公表の「IFS」における2016年期中平均レートによりました。

別表2. 米国の州分類表

| 州名 | 州番号 | 州名 | 州番号 | 州名 | 州番号 |
|-------------|-----|----------------|-----|------------------|-----|
| Alabama | 30 | Louisiana | 22 | Ohio | 31 |
| Alaska | 49 | Maine | 40 | Oklahoma | 16 |
| Arizona | 07 | Maryland | 48 | Oregon | 02 |
| Arkansas | 21 | Massachusetts | 43 | Pennsylvania | 36 |
| California | 04 | Michigan | 26 | Rhode Island | 44 |
| Colorado | 10 | Minnesota | 18 | South Carolina | 39 |
| Connecticut | 45 | Mississippi | 25 | South Dakota | 13 |
| Delaware | 47 | Missouri | 20 | Tennessee | 29 |
| Florida | 34 | Montana | 08 | Texas | 17 |
| Georgia | 33 | Nebraska | 14 | Utah | 06 |
| Hawaii | 50 | Nevada | 03 | Vermont | 42 |
| Idaho | 05 | New Hampshire | 41 | Virginia | 37 |
| Illinois | 24 | New Jersey | 46 | Washington | 01 |
| Indiana | 27 | New Mexico | 11 | Washington, D.C. | 51 |
| Iowa | 19 | New York | 35 | West Virginia | 32 |
| Kansas | 15 | North Carolina | 38 | Wisconsin | 23 |
| Kentucky | 28 | North Dakota | 12 | Wyoming | 09 |

別表3. 中国の省分類表

| 省番号 | 省名 | 省番号 | 省名 |
|-----|--------------|-----|---------|
| 01 | シンチャンウイグル自治区 | 17 | 江蘇省 |
| 02 | チベット自治区 | 18 | 山東省 |
| 03 | 甘粛省 | 19 | 河南省 |
| 04 | 青海省 | 20 | 山西省 |
| 05 | 四川省 | 21 | 内蒙古自治区 |
| 06 | 雲南省 | 22 | 寧夏回族自治区 |
| 07 | 貴州省 | 23 | 陝西省 |
| 08 | 湖南省 | 24 | 黒竜江省 |
| 09 | 広西壮族自治区 | 25 | 吉林省 |
| 10 | 湖北省 | 26 | 遼寧省 |
| 11 | 広東省 | 27 | 天津市 |
| 12 | 海南省 | 28 | 北京市 |
| 13 | 江西省 | 29 | 上海市 |
| 14 | 浙江省 | 30 | 河北省 |
| 15 | 安徽省 | 31 | 重慶市 |
| 16 | 福建省 | | |

別表4. 業種分類表

注. 「純粹株式会社」は、「2901 サービス業」に業種格付けしてください。

「研究所」は、親会社と同一の業種格付けとしてください。

| 番号 | 業種名 | 内容例示 |
|--|---|---|
| 0101 0102 0103 | 農業、林業、漁業 農業 林業 漁業・水産養殖業 | 耕種農業、畜産農業、農業・園芸サービス業等 育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業等 海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業 |
| 0201 | 鉱業、採石業、砂利採取業 鉱業、採石業、砂利採取業 | 金属鉱業（金、銀、鉛、亜鉛、鉄、タングステン等）、石炭・亜炭鉱業（炭鉱等）、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等 |
| 0301 | 建設業 建設業 | 総合工事業（一般土木建築工事業、舗装工事業、木造建築工事業等）、職別工事業（塗装工事業、床・内装工事業等）、設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業等） |
| 0401 0402 0403 0404 | 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 食料品製造業 飲料製造業 たばこ製造業 飼料・有機質肥料製造業 | 畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等 清涼飲料、酒類等 配合飼料、有機質肥料等 |
| 0501 0502 0503 0504 | 繊維工業 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 織物業、ニット生地製造業 染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業 衣服・その他の繊維製品製造業 | 製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸等 綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、細幅織物、丸編ニット生地等 染色・整理、綱、網、レース、フェルト・不織布、繊維粗製品等 織物製外衣、ニット製外衣、下着、和装製品、寝具、じゅうたん等 |
| 0601 0602 0603 | 木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業 木材・木製品製造業 パルプ・紙製造業 紙加工品製造業 | 一般製材、ベニヤ板、合板、パーティクルボード等 パルプ、洋紙、板紙、和紙 段ボール、壁紙、事務用・学用紙、紙製容器等 |
| 0701 0702 0703 0704 0705 0706 0707 | 化学工業 化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨、その他の化粧用調整品製造業 その他の化学工業 | 窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等 ソーダ、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、リン酸、塩等 エチレン等石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物、エチルアルコール、フェノール樹脂等プラスチック、合成ゴム等 脂肪酸、グリセリン、石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、ろうそく等 医薬品、ワクチン、生薬・漢方製剤等 化粧品、シャンプー、歯磨等 火薬類、農薬、ゼラチン、接着剤、写真感光材料等 |

| 番号 | 業種名 | 内容例示 |
|------|--|---|
| 0801 | 石油製品・石炭製品製造業 石油精製業 | ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等 |
| 0802 | その他の石油製品・石炭製品製造業 | 潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等 |
| 0901 | 窯業・土石製品製造業 ガラス・同製品製造業 | 板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等 |
| 0902 | セメント・同製品製造業 | セメント、生コンクリート、コンクリート製品等 |
| 0903 | その他の窯業・土石製品製造業 | 陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等 |
| 1001 | 鉄鋼業 銑鉄・粗鋼・鋼材製造業 | 銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等 |
| 1002 | 鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業 | 銑鉄鋳物、鋳鋼等鉄素形材、銑鋼シャースリット等 |
| 1101 | 非鉄金属製造業 非鉄金属製錬・精製業 | 銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等 |
| 1102 | その他の非鉄金属製品製造業 | 伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鋳物、非鉄金属鍛造品 |
| 1201 | 金属製品製造業 建設用・建築用金属製品製造業 | 鉄骨、鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品等 |
| 1202 | その他の金属製品製造業 | ブリキ缶、めっき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等 |
| 1301 | はん用機械器具製造業 一般産業用機械・装置製造業 | エレベータ、エスカレータ、コンベヤ、工業窯炉、冷凍機、湿潤調整装置等 |
| 1302 | その他のはん用機械器具製造業 | ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、消火器、軸受等 |
| 1401 | 生産用機械器具製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械、繊維機械製造業 | 農業用機械、建設機械、鉱山機械、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械等 |
| 1402 | 生活関連産業用機械・基礎素材産業用機械製造業 | 食品機械、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鋳造装置、化学機械、プラスチック加工機械等 |
| 1403 | 金属加工機械製造業 | 旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等金属加工機械等 |
| 1404 | 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 | ウェーハプロセス装置、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置 |
| 1405 | その他の生産用機械器具製造業 | 金型、真空装置、ロボット等 |
| 1501 | 業務用機械器具製造業 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業 | 複写機等事務用機械器具、営業用洗濯機、自動車洗浄機、遊園施設機械、自動販売機、両替機、自動ドア等 |
| 1502 | 光学機械器具・レンズ製造業 | カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等 |
| 1503 | その他の業務用機械器具製造業 | 計量器、測定器、分析機器、試験機、測定機械器具、理化学機械器具、医療用機械器具、武器等 |

| 番号 | 業種名 | 内容例示 |
|------|--|--|
| 1601 | 電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 | 発電機、電動機、その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等 |
| 1602 | 民生用電気機械器具製造業 | 電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、電気温水器、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電気ストーブ等 |
| 1603 | 電子応用装置製造業 | X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等その他の電子応用装置 |
| 1604 | その他の電気機械器具製造業 | 電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、蓄電池、乾電池、電気計測器、工業計器、化学分析機器、永久磁石等 |
| 1701 | 情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業 | 電話機、ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、ステレオ、カラオケ等電気音響機器等 |
| 1702 | 電子計算機・同附属装置製造業 | 電子計算機、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置等外部記憶装置等 |
| 1703 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ブラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器、コンデンサ、変成器、磁気ヘッド、半導体メモリア、光ディスク、電子回路基盤、ユニット部品等 |
| 1801 | 輸送機械器具製造業 自動車、自動車車体・附随車製造業 | 乗用車、バス、トラック、二輪自動車、トレーラ |
| 1802 | 自動車部分品・附属品製造業 | 自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等 |
| 1803 | その他の輸送用機械器具製造業 | 鉄道車輛・同部品、船舶、船用機関、航空機・同附属品、産業用車輛・同部分品附属品、自転車・同部分品等 |
| 1901 | その他の製造業 家具・装備品製造業 | 家具、宗教用具、建具等 |
| 1902 | 印刷・同関連業 | 印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業 |
| 1903 | プラスチック製品製造業 | プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等 |
| 1904 | ゴム製品製造業 | タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等 |
| 1905 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等 |
| 1906 | その他の製造業 | 貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、時計、楽器、がん具、眼鏡、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品等 |
| 2001 | 電気・ガス・熱供給・水道業 電気業、ガス業、熱供給業、水道業 | 発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業 |
| 2101 | 情報通信業 通信業 | 固定電気通信業、移動電気通信業等 |
| 2102 | 放送業 | 公共放送業、民間放送業、有線放送業 |

| 番号 | 業種名 | 内容例示 |
|------|--|---|
| 2103 | 情報サービス業 | ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 |
| 2104 | インターネット附随サービス業 | ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業等 |
| 2105 | 映像・音声・文字情報制作業 | 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業等 |
| 2201 | 運輸業 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業 | 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業 |
| 2202 | 倉庫業・運輸に附帯するサービス業 | 倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等 |
| 2301 | 卸売業、小売業 卸売業 | 各種商品卸売業、機械器具卸売業等 |
| 2302 | 小売業 | 各種商品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業等 |
| 2401 | 金融業、保険業 金融業、保険業 | 銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業等 |
| 2501 | 不動産業 不動産業 | 不動産取引業、不動産賃貸・管理業 |
| 2601 | 物品賃貸業 物品賃貸業 | 各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等 |
| 2701 | 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業 | 旅館、ホテル等 |
| 2702 | 飲食店 | 食堂、レストラン、専門料理店、酒場・ビヤホール、喫茶店等 |
| 2703 | 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業 |
| 2801 | 教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業 教育、学習支援 | 幼稚園、学校、学習塾、技能教授所等 |
| 2802 | 医療、福祉 | 病院、保健所、保育所、介護老人保健施設、障害者支援施設等 |
| 2803 | 複合サービス業 | 郵便局、協同組合 |
| 2901 | サービス業 経営コンサルタント業、純粋持株会社 | 経営コンサルタント業、純粋持株会社 |
| 2902 | 広告業 | 総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業等 |
| 2903 | 学術研究、専門・技術サービス業 (経営コンサルタント業、純粋持株会社、 広告業は除く。) | 学術・開発研究機関、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、 税理士事務所、デザイン業、著述家業、興信所、翻訳業、獣医業、 建築設計業、機械設計業、写真業等 |
| 2904 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、 劇場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場等 |
| 2905 | その他のサービス業 | 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者 派遣業、速記業、複写業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教等 |